

vol.49-2 (通算 551号)

2019年5月号

やどかり

2019年5月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

強制不妊手術の救済法案成立，施行にむけて 被害者に対する国，国会の反省とおわびとは

旧優生保護法（1948～1996，現母体保護法に改正）のもと、「優性上の見地から不良な子供の出生を防止する」目的で，強制不妊手術を受けた人たちが，憲法違反だとして，全国7地裁において，20人の原告が国による謝罪と名誉回復を求めて，国家賠償請求の提訴をしている（5月28日，仙台地裁にて初の判決が言い渡される予定）。

この間，国は実態把握のための調査を行い（不妊手術を受けたものは2万5千人），国会議員連盟（超党派）と，与党旧優生保護法に関するワーキングチーム（与党PT）を組織し，双方の合意によって，「旧優生保護法に基づく優生手術を受けたものに対する一時金の支給等に関する立法措置について（基本方針案）」をまとめ，3月に発表，4月24日に参院全会一致で可決成立，施行された。6月には一時金の支給も開始される見通しである。首相談話で違憲性や国の責任等に踏み込んだものではなかった。

この法には，前文に反省とおわびの明記，幅広い救済，一律一時金320万円（ハンセン病補償法による補償額は800～1400万円）の支給，国会にて引き続き調査の継続などが盛り込まれている。しかし，旧優生保護法の違憲性や，これまで救済策を講じてこなかった国の責任には踏み込まず，「心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して，我々は，真摯に反省し，心から深くおわびする」という表現にとどまっている。

障害を理由に強制的に不妊手術を受けさせ

られた原告らの主張は，差別（人権侵害）を正当化し，障害者差別の思想を社会に浸透させ（憲法違反），これまで救済に動かなかつた国や国会による「謝罪」であり「補償」である。「おわび」にすり替えられ，あまりにも低い補償水準には，多くの人々がこの救済法案の不十分さ，に納得がいかないはずである。

原告らの主張通り優性保護法被害問題は「憲法違反」や「人権侵害」であり，らい予防法の廃止（1931～1996）と，「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（2008）の制定，その過程を大いに参考にすべきであろう。ハンセン病問題に関する検証会議は2年半の歳月を費やし，800ページをこえる最終報告書をまとめた。その検証委員会にはハンセン病患者など当事者も参加し，11の検討課題（法律制定の経緯やなぜ改正されなかったのか，医学界の役割，病気や療養所の実態，再発防止の提言，データベース化など）のもとに，療養所の訪問など実地検証も行われた。国（当時は厚生大臣）による謝罪，名誉回復や社会復帰支援，日常生活支援等の具体策が講じられた。

求められていることは，「一時金の支払いに関する法律」の制定ではなく，人権と尊厳の回復のもとに行われる「被害の救済」に対する法であろう。司法の場の判断を待たずに，国，国会の責任を明確にせず，拙速な法律制定し，施行への批判も高まっている。来る5月28日，仙台地裁での判決に注目したい。